

蕪崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年7月15日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、蕪崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年7月蕪崎市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公募の方法)

第3条 条例第2条の規定による公募は、次の各号に掲げる方法により広く周知するものとする。

- (1) 蕪崎市公告式条例(昭和29年10月蕪崎市条例第1号)第4条に規定する掲示場への掲示
- (2) 広報にらさきへの掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の担当課、公募する公の施設及び情報公開コーナーでの閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(指定の申請)

第4条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第3条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、当該団体に係る次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員名簿(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (3) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (4) 納税を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請者の資格)

第5条 条例第3条の申請をすることができる団体は、次の各号のいずれにも該当しないも

のとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加者の資格を制限されているもの
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しないもの
 - (3) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
 - (4) 国税又は地方税を滞納しているもの
 - (5) その他、不誠実な行為を行ったことが認められるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、申請の資格については、指定管理者を募集する公の施設に応じてその都度定める。

(指定管理者の指定の告示等)

第6条 条例第4条第2項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称
 - (2) 指定管理者の名称及び所在地
 - (3) 指定の期間
- 2 市長は、前項の告示をしたときは、指定した団体に指定管理者に指定した旨を通知するものとする。

(教育委員会の公の施設への適用)

第7条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第3条、第4条、第6条及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、第1号様式中「葦崎市長」とあるのは「葦崎市教育委員会」とする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

葦崎市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、葦崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の位置